

東京都居住支援協議会の設立について

居住支援協議会とは

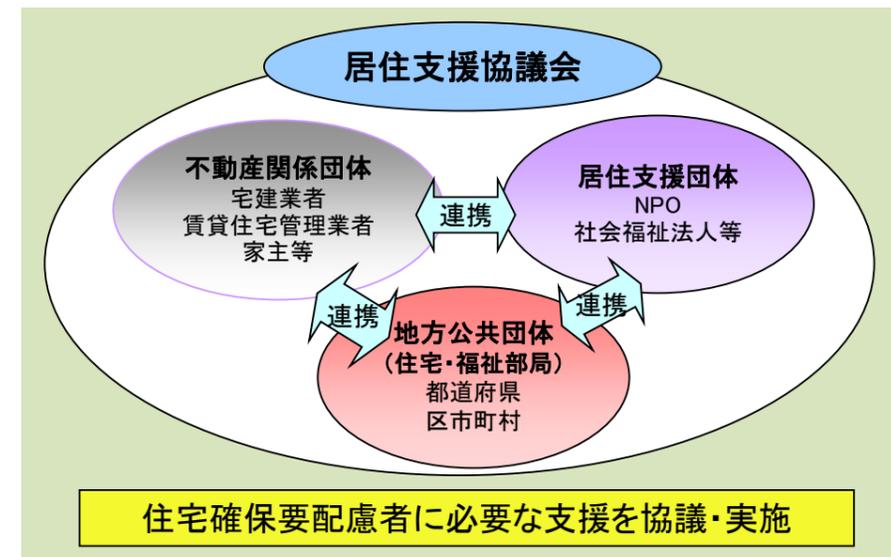
住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する。

※根拠法令:住宅セーフティネット法(H19.7)第10条第1項

【 役割 】

- 居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議する。
⇒ 行政だけで解決できなかった課題を地域の団体と協働して解決することが期待できる。
- 協議を踏まえ、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施する。

- ◆ 居住支援協議会の設立状況 (平成26年4月14日現在)
- 全国で42協議会 (内訳)
 - ・32道県(愛知県、神奈川県、埼玉県など)
 - ・10区市(福岡市、熊本市、神戸市など)
 - ※都内では、3区 (江東区[H23.9]、豊島区[H24.7]、板橋区[H25.7])



東京都居住支援協議会について

平成26年6月25日「東京都居住支援協議会」設立

東京都居住支援協議会

- 【 基本的な役割 】
- 広域的自治体である都は、区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施

- 【 メンバー 】 (一部、略称)
- ◇ 不動産関係団体 [(公社)都宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会(都本部)、(公社)東京共同住宅協会、(NPO)日本地主家主協会]
 - ◇ 居住支援団体 [(一財)高齢者住宅財団、(社福)都社会福祉協議会、(公財)都防災・建築まちづくりセンター]
 - ◇ 賃貸住宅事業者 [UR都市機構(東日本賃貸住宅本部)、都住宅供給公社]
 - ◇ 都市整備局・福祉保健局

※ 区市町村については、協議会設立済又は設立検討中の自治体がオブザーバー参加

- 【 平成26年度の活動計画 】
- ◇ セミナーの開催
⇒ 「区市町村」「居住支援団体」「家主・不動産管理業者等」のそれぞれを対象に、年数回実施
 - ◇ 他協議会等の活動事例調査
⇒ 他協議会等における居住支援の活動事例を詳細に調査し、課題の抽出と活動のヒント集(仮称)のとりまとめ
 - ◇ パンフレットの作成 など
- ※ 今後の活動については、メンバー間で議論・検討していく。

区市町村の居住支援協議会

- 【 基本的な役割 】
- 地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、自ら居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への支援に係る具体的な取組を実施

- 【 区市町村協議会の活動例 】
- 構成員間の連携・協力のあり方に関する検討
 - 住宅確保要配慮者に対する情報発信 ○ マニュアル等の作成
 - 講演会・研修会等の実施 ○ 各種調査 ○ モデル事業の実施 など

< 区市町村協議会の取組事例 >

- ◇ 江東区(居住支援協議会)
 - 高齢者世帯への民間賃貸住宅あっせん事業
⇒ 不動産関係団体の協力により、空き室の情報提供・相談窓口の設置など
- ◇ 豊島区居住支援協議会
 - 居住支援モデル事業
⇒ 居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進する支援等を行うグループに事業実施に要する費用を助成
- ◇ 板橋区居住支援協議会
 - シンポジウムの開催
⇒ 基調講演やパネルディスカッション、PRコーナーでの相談など

設立促進・活動支援